

登別市避難行動要支援者 避難支援プラン（案）の概要

1 避難行動要支援者避難支援プラン作成における経緯

災害対策基本法の改正により、平成26年度から「災害時要援護者」の名称は「避難行動要支援者」に変更となり、支援制度の見直しが行われました。

この制度は、一人暮らしの高齢者や障がいのある方などのうち、避難の支援が必要な方（避難行動要支援者）について、本人の同意に基づき、平常時から名簿情報を町内会等（自主防災組織）や民生委員・児童委員など（避難支援等関係者）に提供し、日頃から情報を共有することで、情報伝達や安否確認など、災害時における避難を支援する制度です。

<災害対策基本法の改正による主な見直しの内容>

- ★避難行動要支援者名簿の作成義務
- ★避難行動要支援者本人からの同意の上、平常時から避難支援等関係者（町内会等、民生委員・児童委員など）に名簿情報を提供
- ★災害時には、本人同意の有無に関わらず、名簿情報を避難行動支援等関係者に提供

これにより登別市においても、『災害時要援護者避難支援プラン』を廃止し、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理するために『避難行動要支援者支援プラン』を定めます。

2 これまでの避難支援との変更点

これまでの避難支援プラン（災害時要援護者避難支援プラン）

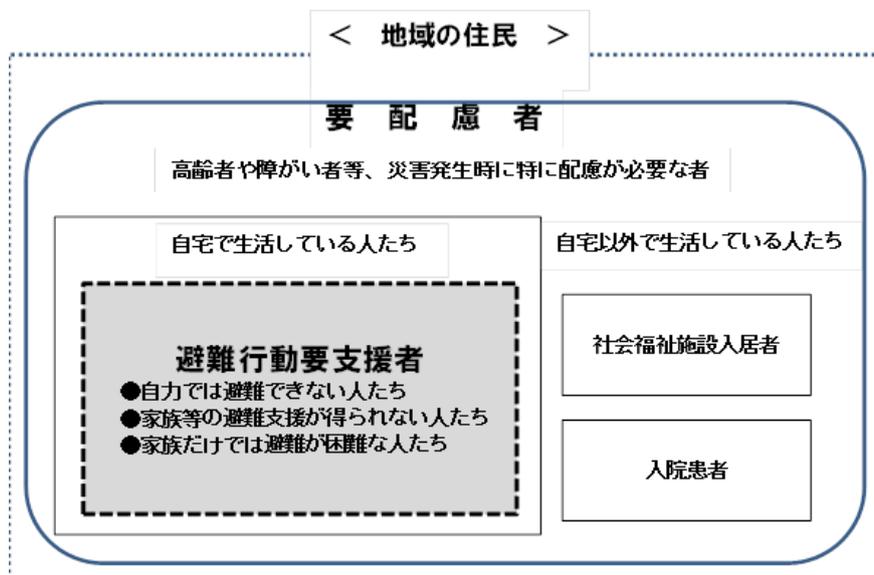
- 災害時要援護者台帳は、手上げ方式（自らの判断で登録申請する方法）・同意方式（登録が必要だと思われる方に対し、登録申請を促す方法）により自ら申し込んで、台帳に登録。
⇒ 支援が必要と思われる人が必ずしも名簿登録されていない。
- 登録の際には、自らが地域支援者2名以上を選出。
⇒ 地域支援者が見つけれず、登録しにくい。
- 災害時要援護者台帳の情報は、災害時における安否確認や避難誘導等と使用目的が限定されていた。
⇒ 平時からの名簿情報の活用（防災訓練等）ができない。

これからの避難支援プラン（避難行動要支援者支援プラン）

- 避難行動要支援者で、情報提供に関する登録申込みを希望しない者で、市において災害時に優先的な避難支援が必要と認められる者についても避難支援対象者とします。
- 本人からの同意の上、平常時から名簿活用が可能となります。
- 災害時に避難支援等関係者に名簿提供し、避難支援・安否確認などへの活用が可能です。

3 支援の対象者（避難行動要支援者）

避難行動要支援者の対象者とは、在宅で自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難にあたって特に支援を要する者とし、以下の要件に該当する方が対象となります。



要介護認定者	要介護3級以上の認定を受けている者
障がい者	身体障がい者 障害者手帳 1級または2級 知的障がい者 療育手帳 A判定 精神障がい者 精神障害者手帳 1級
高齢者	75歳以上のみの世帯 (※家族と同居しているが昼間は一人になる高齢者の方を含む)
難病患者	
その他	上記以外の理由で、支援を希望するもの

4 支援をする方（避難支援等関係者）

●避難支援等関係者

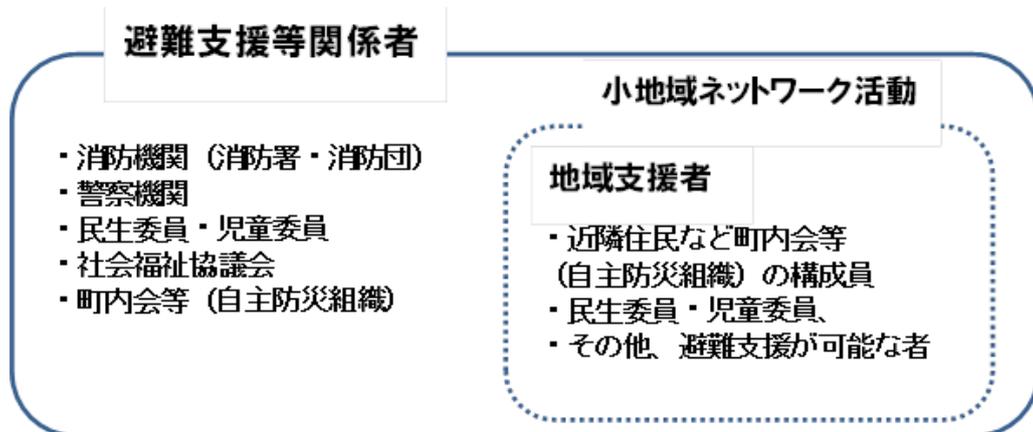
（避難行動要支援者の安否確認や情報提供、避難誘導等を行う組織・団体等をいう。）

- ① 消防機関（消防署・消防団）
- ② 警察機関
- ③ 民生委員・児童委員
- ④ 社会福祉協議会
- ⑤ 町内会等（自主防災組織）

●地域支援者

（避難支援等関係者のうち、地域内で直接支援する者をいう。）

- ① 近隣住民など町内会等（自主防災組織）の構成員
- ② 民生委員・児童委員
- ③ その他、避難支援が可能な者



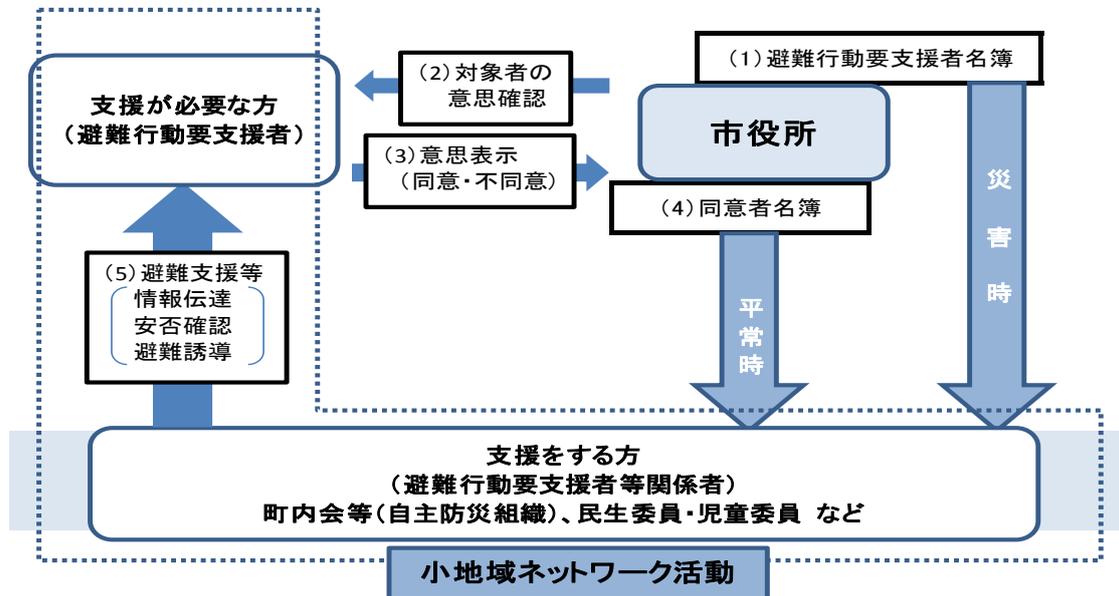
<ご理解いただきたいこと>

- ★災害が発生した直後は、まず支援をする方は、自分やご家族の安全を確保します。
- ★支援をする方には、できる範囲での支援をお願いするものであり、法的な責任を負うものではなく、危険の無い範囲で活動を行います。

5 制度のしくみ

避難行動要支援者の同意に基づき、名簿情報を避難支援等関係者に提供し、日頃から情報を共有することで、災害時における避難支援等（情報伝達、安否確認、避難誘導など）を円滑に行うため、避難行動要支援者が連携しての避難支援体制の整備を行うものです。

（※災害等においては、同意の有無に関わらず対象者の名簿を提供します。）



6 支援をうけるにあたって (手続きの流れ)

※【5 制度のしくみ】と併せてご覧ください。

(1) 対象者の名簿作成

市役所は、把握している情報を集約し、対象者の名簿を作成します。

避難行動要支援者名簿の掲載内容

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 電話番号その他の連絡先
6. その他支援等の実施に関し必要と認める事項

(2) 対象者の意思確認 ・ (3) 意思表示 (同意・不同意)

避難行動要支援者に対して、平常時から避難支援等関係者への情報提供することについての理解を得るため、個人情報的事前提供について同意確認を行います。

(4) 同意者の名簿提供

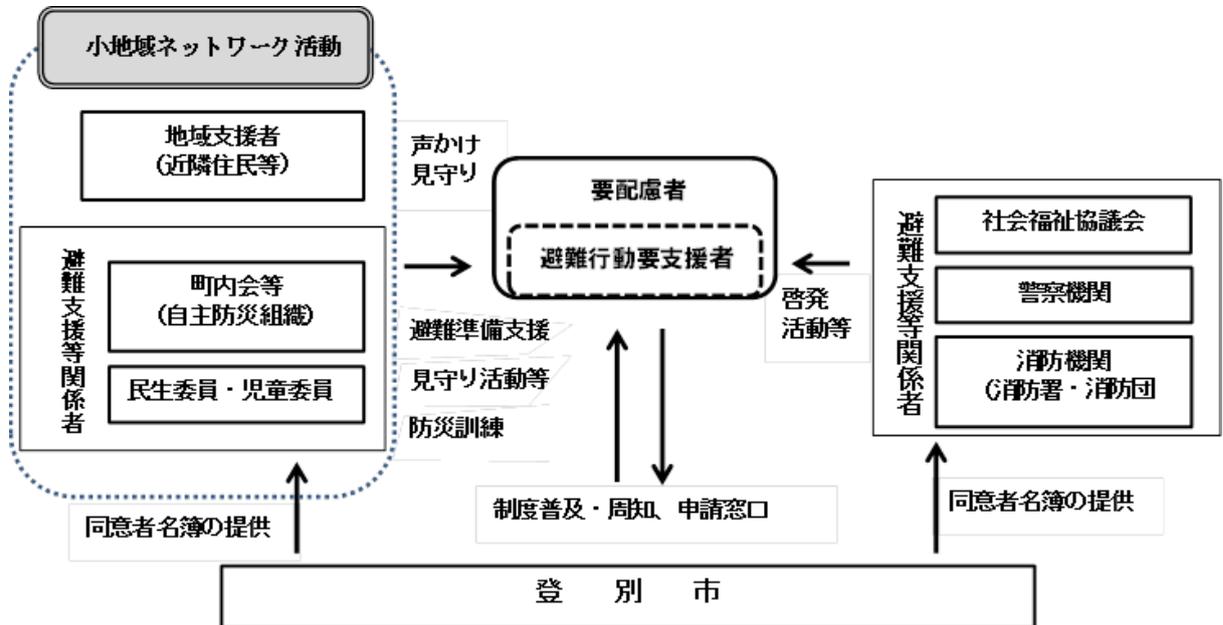
市役所は、同意した方の名簿を平常時から、支援する方（町内会等（自主防災組織）、民生委員・児童委員など）に提供します。

(5) 避難支援

災害時には、支援する方が提供を受けた名簿情報をもとに、避難支援を行います。

7 平常時における取り組み

避難行動要支援者の避難支援を円滑、迅速に実施するためには、平常時から住民同士が小地域ネットワーク活動による見守りや声かけ等を行い、災害時には協力して地域の避難行動要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努めます。



8 災害等における取り組み

行政による支援体制が整うまでには、一定の時間を要することから、災害発生直後の避難行動要支援者の安否確認及び避難誘導は、近隣同士の小地域ネットワーク活動による地域住民の対応や、避難支援等関係者や地域支援者による対応が求められます。

